

平成28年 第7回伊仙町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成28年7月15日（金）午前9時00分～

2、開催場所 選挙管理委員会会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	藤島 正廣
会長職務代理者	2番	永岡 和男
委員	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	牧本 和英
	7番	稲村 英治
	8番	喜崎 徳吉
	9番	西 彦二
	10番	義山 原康
	11番	政岡 廣子
	12番	宮永 誠
	13番	春山 豊茂
	14番	
	15番	森 三江子
	16番	重原 明美
	17番	基山 美奈子

4. 欠席委員 15番・17番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番委員・10番委員

第2 農地法第3条許可申請について（7件）

第3 農業経営基盤強化促進事業について（1件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 永島 均

主幹兼係長 樺山明博

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から平成 28 年第 7 回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会 長 先日は、視察研修、大変お疲れ様でした。非常に有意義な研修になりました、ありがとうございました。

その中で私が 1 番気になった所は、縄文市場、まあ、ここで言うと百菜、まあ、地産地消という形で品物を販売という事ですが、まあ、あの一、国分の方もですね非常に高齢化が進んでですね零細農家、まあ、少しづつ作っている農家とか高齢の農家、

どのようにしたら農業に生きがいを見つけるかと、言う事でこの場所を作ってはどうかという事で農業委員の方からも申し入れがあったという事で作られたようであります。まあ、あの一、私どももですね百菜を抱えておるわけですが、あの一、作ってですねやっぱり少しでも品物を出す、特に農業委員の方々もですね、ま、中にはそれぞれ出されてる方もおると思います。あの一、島では、あの一、作った品物ですね、やっぱりああいう形で売るとい昔からの、あげるのはもうそれぞれあの一、好きとかやっていたわけですが売るところにちょっと抵抗があったんじゃないかなあとと思いますが、この百菜ができてからですねそれぞれ周り、近辺、あたりばって一にですね、そういうところに作られておるのも持ってきておられる方がたくさんおります、ですから、こういう施設を作った以上、これをやっぱりうまいこと、まあ発展させるためにもですね、是非それぞれの皆さんが少しでも持ち寄ってですね、活用するという事は大事じゃないかなーと思いました、まあ一あの一、雨が降ってですね、あの一非常に心配していたわけですが、まあ、私どもの研修の間は、雨も降らずにですね、ちょうど良かったんじゃないかと思ひます、いい研修だったんじゃないかと思ひます。えー終わります。

事務局 藤島会長ありがとうございます。本日は 16 名中 14 名の委員が出席しており定足数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務める事になっておりますので、以降の議事の進行は藤島会長をお願いします。会長よろしくをお願いします。

議 長 これより議事に入りたいと思ひます。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、9番・10番委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の永島氏と樺山氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 おはようございます。今月の農地法第3条許可申請は、1議案7件です。議案第1号について、受付番号47号から受付番号53号は所有権移転に関する件です。受付番号47号については、譲受人は目手久在住で譲渡人は伊仙在住で、申請農地は大字面縄の畑で面積は3,533㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号48号については、譲受人は目手久在住で譲渡人は寝屋川市在住で申請農地は大字佐弁の畑で面積は1,398㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号49号については、譲受人は面縄在住で譲渡人も面縄在住で、申請農地は大字面縄の畑で面積は1,313㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号50号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住で申請農地は大字伊仙の畑で面積は2,276㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号51号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は鹿児島市在住で申請農地は大字伊仙の畑で面積は714㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号52号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は鹿児島市在住で申請農地は大字伊仙の畑で面積は2,000㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号53号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は神戸市在住で申請農地は大字喜念の畑で面積は5,459㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

受付番号47号から受付番号53号までは別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以

上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 只今の説明に関連して受付番号 47 号について、担当委員より現地調査の補足の説明をお願いいたします。

9 番 おはようございます。農地法第 3 条許可申請 47 号についてご説明いたします。先日、義山委員と共に現地を調査した結果、農地法第 3 条 2 項各号に抵触いたしませんのでみなさまのご審議よろしくをお願いいたします。また作物はキビを植えてあります。

5 番 47 号については、只今、9 番委員のご説明のとおりです、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、47 号についてですね質疑に入りたいと思います。受付番号 47 号について何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事ですので、採決をしたいと思います。47 号について賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事で 47 号については原案のとおり決定をしたいと思います。つづきましてですね、48 号について現地調査の結果等について担当委員の方から説明をお願いいたします。

1 2 番 農地法第 3 条許可申請 48 号について説明いたします。先日 11 番委員と共に調査の結果、えー、現況はですね、今、荒地で開墾中でですねユンボ入れてちゃんと境界がわからなかったもので境界を全部出してちゃんと、ピシッと周りの境界をあの一、はっきりさせていますので、えー、2 条各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

1 1 番 農地法第 3 条許可申請 48 号につきましては、只今、12 番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それではですね、あの一、受付番号 48 号について質疑に入りたいと思います。48 号について何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事ですので、採決をしたいと思います。48 号について賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事で 48 号については、原案のとおり決定を致します。つづきまして 49 号についてですね現地調査の結果等について担当委員の方から補足の説明をお願いします。

9 番 農地法第 3 条許可申請第 49 号について、ご説明致します。先日 5 番委員と共に調査の結果、農地法 3 条 2 項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしくお願いをいたします。現況は、馬鈴薯の収穫後です。

5 番 えー、49 号については、只今、9 番委員のご説明のとおりです、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。えー、それではですね 49 号について質疑に入りたいと思いますが、何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、ありがとうございます。異議がないという事ですので、採決をしたいと思います。49 号について挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事ですね、49 号については、原案のとおり決定をしたいと思います。えーと、つづきましてですね、50 号、51 号、52 号にまあ調査の方が一緒という事で、えー、3 件についてですね、あの一、現地調査の結果等について説明をお願いしたいと思います。

13番 えー、3条申請50号、51号、52号一括して説明いたします。えー先日10番委員と二人であの一調査したところ、えー、50号については、親から娘への贈与でございます。それから51号・52号については、兄貴から弟への贈与でございますが、えー、各号とも申請書に記載されているとおり、何ら問題は無く、えー、農地法3条各号に抵触していませんので皆様方のご審議をよろしく申し上げます。えー、それで畑の状況といたしましては50号は2筆あるんですが1筆はサトウキビ畑でございます。えー、あとの1筆は、落花生を植えていまして今、収穫をしておるところでございます。

えー、それから、51号については、えー、半分は、古民家が建っておって、えー、半分はバレイショを掘り取った後で今、雑草がちょっと茂っておるような状態でございます。えー、52号については、あの一、サトウキビ畑でございます。以上です。

10番 50号、51号、52号につきまして、只今、13番委員の説明のとおりです、みなさんの審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それではですね、50号・51号・52号について、えー、質疑に入りたいと思いますが、なにか、ご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 はい、それでは採決をいたしたいと思います。50号・51号・52号について、嗚声の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成という事ですね、50号・51号・52号については、原案のとおり決定をしたいと思います。つづきまして53号についてですね、えー、担当委員の方から、あ一、調査の結果等について補足の説明をお願いします。

11番 農地法第3条許可申請53号についてご説明致します。先日12番委員と調査いたしました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしく申し上げます。なお、こちらの申請書のところは、あの一、親の代から、あの一、手をかけて耕作ができてないという事で荒地になっています。そして、また、あの一、他の3筆ありますけれども、その中の1部が畑総の予定となっています。以上です、よろしくお願いたします。

1 2 番 農地法第 3 条許可申請 53 号につきましては、只今、11 番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。えー、53 号についてですね質疑に入りたいと思いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・異議なし】

議 長 えー、それではですね、採決を致したいと思います。53 号について賛成の方、挙手をお願いします。

議 長 はい、全員賛成という事ですね、53 号について原案のとおり決定をしたいと思っております。えーと、以上ですね、日程第 2 については終了したいと思います。

次に日程第 3、農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供したいと思っております。事務局より朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件 1 議案 1 件です。受付番号 20 号は地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。面積についてはお手元の資料のとおりで経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。それではですね、農業経営基盤強化促進事業について受付番号 20 号についてですね、現地調査の結果等について、担当委員の方から補足の説明をお願いします。

2 番 はい、農業経営基盤強化促進事業第 20 号について説明いたします。先日、8 番委員と共に現地を調査した結果、記載所のとおりで何ら問題ないかと思われま。なお、畑の状況としまして、今、現在ゴマが植えられてあってその後ジャガイモを植え付ける予定とのこと。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

1 2 場 20 号について、只今、2 番委員の説明のとおりです。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。んー、受付番号 20 号について質疑に入りたい

と思いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・異議なし】

議 長 えー、それでは、採決をしたいと思います、20号について賛成の方举手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事ですね、えー、受付番号20号に後については原案のとおり決定をしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

平成28年7月15日

署名委員

9 番委員

10 番委員